

第4章 重点施策及び新規施策の評価

第1項 重点施策及び新規施策の評価の考え方

施策を評価するにあたり、第11次計画の各施策と「重視すべき視点」のうち高齢者、子供、歩行者、自転車、生活道路との対応をまとめた。

第11次計画施策一覧表

第11次交通安全基本計画	重視すべき視点					重点及び新規	その他の施策	担当府省庁
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路			
1 道路交通環境の整備								
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備						○		
ア 生活道路における交通安全対策の推進	○	○	○	○	○	○		警察庁、国土交通省
イ 通学路等における交通安全の確保		○	○	○	○	○		文部科学省、警察庁、国土交通省
ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備						○		
(ア) 平坦性が確保された幅の広い歩道等の整備等	○		○		○	○		警察庁、国土交通省
(イ) 駐車違反に対する取締りの強化等	○		○		○	○		警察庁
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化						○		国土交通省、警察庁
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進						○		
ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進						○		国土交通省
イ 事故危険箇所対策の推進							○	警察庁、国土交通省
ウ 幹線道路における交通規制							○	警察庁
エ 重大事故の再発防止							○	警察庁、国土交通省
オ 適切に機能分担された道路網の整備								
(ア) 高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークの体系的な整備				○	○	○		国土交通省
(イ) インターチェンジの増設等による利用しやすい環境の整備							○	国土交通省
(ウ) バイパス及び環状道路等の整備の推進						○	○	国土交通省
(エ) 道路機能の分化等			○		○		○	国土交通省
(オ) マルチモーダル施策の推進等							○	国土交通省
カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進								
(ア) 総合的事故防止対策の推進等							○	国土交通省、警察庁
(イ) 本線拡幅やインターチェンジの改良等							○	国土交通省
(ウ) 情報通信技術を活用して即時に道路交通情報の提供を行う利用者サービスの向上等の推進							○	国土交通省
キ 道路の改築等による交通事故対策の推進								
(ア) 道路の改築事業の推進			○	○	○		○	国土交通省
(イ) 交差点のコンパクト化、立体交差化等の推進							○	国土交通省
(ウ) 沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備等							○	国土交通省
(エ) 幅の広い歩道等の整備の推進				○	○		○	国土交通省
(オ) 鉄道駅周辺等における人と車の交通の体系的な分離				○	○		○	国土交通省
(カ) 歴史的みちすじ等の整備の体系的な推進						○	○	国土交通省
ク 交通安全施設等の高度化								
(ア) 信号制御の改良の推進							○	警察庁
(イ) 道路標識の整備等							○	警察庁、国土交通省
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進								
ア 交通安全施設等の戦略的維持管理			○		○		○	警察庁
イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進		○	○	○	○		○	警察庁、国土交通省
ウ 幹線道路対策の推進							○	警察庁、国土交通省
エ 交通円滑化対策の推進						○	○	警察庁、国土交通省
オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現							○	警察庁
カ 道路交通環境整備への住民参加の促進						○	○	警察庁、国土交通省
キ 連絡会議等の活用						○	○	警察庁、国土交通省
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	○						○	国土交通省
(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	○		○		○		○	国土交通省
(7) 無電柱化の推進			○		○	○		国土交通省、経済産業省、総務省
(8) 効果的な交通規制の推進						○	○	警察庁、国土交通省
(9) 自転車利用環境の総合的整備							○	
ア 安全で快適な自転車利用環境の整備					○	○	○	警察庁、国土交通省
イ 自転車等の駐車対策の推進	○				○	○	○	内閣府、警察庁、国土交通省
(10) ITSの活用							○	
ア 道路交通情報通信システムの整備						○	○	警察庁、国土交通省
イ 新交通管理システムの推進						○	○	警察庁
ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進			○		○	○		警察庁、国土交通省、経済産業省、総務省
エ ETC2.0の展開						○	○	国土交通省
オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進						○	○	警察庁

第11次交通安全基本計画	重視すべき視点					重点及び新規	その他の施策	担当府省庁
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路			
(11)交通需要マネジメントの推進								
ア 公共交通機関利用の促進							○	国土交通省、警察庁
イ 貨物自動車利用の効率化							○	国土交通省
(12)災害に備えた道路交通環境の整備							○	
ア 災害に備えた道路の整備					○			国土交通省
イ 災害に強い交通安全施設等の整備					○	○		警察庁
ウ 災害発生時における交通規制					○	○		警察庁、国土交通省
エ 災害発生時における情報提供の充実					○	○		警察庁、国土交通省
(13)総合的な駐車対策の推進							○	
ア きめ細かな駐車規制の推進							○	警察庁
イ 違法駐車対策の推進								
(ア)地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りの推進等							○	警察庁
(イ)使用者責任の追及等							○	警察庁
ウ 駐車場等の整備								
(ア)駐車場整備計画の策定等							○	国土交通省
(イ)附置義務駐車施設等の整備促進							○	国土交通省
(ウ)パークアンドライド等の普及のための環境整備							○	国土交通省
(エ)高速道路の休憩施設における駐車マスの拡充等							○	国土交通省
エ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚							○	警察庁
オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進							○	警察庁
(14)道路交通情報の充実							○	
ア 情報収集・提供体制の充実							○	警察庁、国土交通省
イ ITSを活用した道路交通情報の高度化							○	国土交通省、警察庁
ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進							○	警察庁
エ 分かりやすい道路交通環境の確保							○	警察庁
(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備								
ア 道路の使用及び占用の適正化等								
(ア)道路の使用及び占用の適正化					○		○	警察庁、国土交通省
(イ)不法占有物件の排除等							○	国土交通省
(ウ)道路の掘り返しの規制等					○		○	国土交通省
イ 休憩施設等の整備の推進	○						○	国土交通省
ウ 子供の遊び場等の確保		○					○	国土交通省、文部科学省、こども家庭庁
エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限							○	国土交通省
オ 地域に応じた安全の確保							○	国土交通省
2 交通安全思想の普及徹底								
(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進								
ア 幼児に対する交通安全教育の推進		○					○	警察庁、文部科学省、こども家庭庁
イ 小学生に対する交通安全教育の推進		○					○	警察庁、文部科学省
ウ 中学生に対する交通安全教育の推進		○					○	警察庁、文部科学省
エ 高校生に対する交通安全教育の推進		○					○	警察庁、文部科学省
オ 成人に対する交通安全教育の推進							○	警察庁、内閣府
カ 高齢者に対する交通安全教育の推進	○		○	○	○	○		警察庁、内閣府
キ 障害者に対する交通安全教育の推進							○	警察庁、内閣府
ク 外国人に対する交通安全教育の推進							○	警察庁、内閣府
ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実		○						法務省
コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実							○	法務省
(2)効果的な交通安全教育の推進							○	文部科学省、警察庁、内閣府

第11次交通安全基本計画	重視すべき視点					重点及び新規	その他の施策	担当府省庁
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路			
(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進								
ア 交通安全運動の推進	○	○	○	○		○		内閣府、警察庁、文部科学省
イ 横断歩行者の安全確保			○			○		警察庁
ウ 自転車の安全利用の推進	○	○		○		○		警察庁、内閣府
エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底						○		警察庁、内閣府
オ チャイルドシートの正しい使用の徹底		○						内閣府、警察庁
カ 反射材用品等の普及促進	○		○	○	○	○		内閣府、警察庁
キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進						○		警察庁、内閣府
ク 効果的な広報の実施								
(ア)広範・集中的なキャンペーンの実施	○	○					○	内閣府、警察庁
(イ)きめ細かな広報の充実	○	○					○	警察庁
(ウ)民間団体の交通安全に関する広報活動の援助							○	内閣府、警察庁
ケ その他の普及啓発活動の推進								
(ア)高齢者に係る広報啓発活動等	○						○	警察庁
(イ)時間帯や季節性に応じた事故の防止等に関する周知			○				○	警察庁
(ウ)二輪運転者に係る広報啓発活動等						○		警察庁
(エ)乗用型トラクターの事故防止のための周知							○	農林水産省
(オ)インターネット等を通じた事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信							○	警察庁
(カ)自動車の正しい使い方などを関係者に適時適切な伝達							○	国土交通省、警察庁
(キ)各種会議の開催							○	内閣府
(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進						○		内閣府、警察庁
(5)地域における交通安全活動への参加・協働の推進						○		内閣府、警察庁
3 安全運転の確保								
(1)運転者教育等の充実								
ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実								
(ア)自動車教習所における教習の充実							○	警察庁
(イ)取得時講習の充実							○	警察庁
イ 運転者に対する再教育等の充実							○	警察庁
ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育							○	警察庁
エ 二輪車安全運転対策の推進							○	警察庁
オ 高齢運転者対策の充実						○		
(ア)高齢者に対する教育の充実	○					○		警察庁
(イ)臨時適性検査等の確実な実施	○					○		警察庁
(ウ)改正道路交通法の円滑な施行	○					○		警察庁
(エ)高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用	○					○		警察庁
(オ)高齢者支援施策の推進	○					○		警察庁、国土交通省
カ シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底							○	警察庁
キ 自動車安全運転センターの業務の充実							○	警察庁
ク 自動車運転代行業の指導育成等							○	警察庁、国土交通省
ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	○						○	国土交通省
コ 危険な運転者の早期排除							○	警察庁
(2)運転免許制度の改善	○						○	警察庁
(3)安全運転管理の推進						○		警察庁、国土交通省
(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進						○		
ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立						○		国土交通省
イ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶						○		国土交通省
ウ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進						○		国土交通省
エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	○					○		国土交通省
オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策						○		国土交通省
カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策						○		国土交通省
キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進						○		国土交通省
ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底						○		国土交通省
ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等						○		国土交通省
(5)交通労働災害の防止等								
ア 交通労働災害の防止							○	厚生労働省
イ 運転者の労働条件の適正化等							○	厚生労働省、国土交通省
(6)道路交通に関連する情報の充実								
ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等							○	消防庁、経済産業省
イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策						○		国土交通省
ウ 気象情報等の充実							○	気象庁、国土交通省

第11次交通安全基本計画	重視すべき視点					重点及び新規	その他の施策	担当府省庁
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路			
4 車両の安全性の確保								
(1)車両の安全性に関する基準等の改善の推進						○		
ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等								
(ア)車両の安全対策の推進	○					○		国土交通省
(イ)道路運送車両の保安基準の拡充・強化	○		○	○		○		国土交通省
イ 先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進						○		国土交通省
ウ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	○					○		国土交通省
エ 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備						○		経済産業省
(2)自動運転車の安全対策・活用の推進						○		
ア 自動運転車に係る安全基準の策定						○		国土交通省
イ 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進	○					○		国土交通省
ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進						○		国土交通省
エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用						○		国土交通省
オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進						○		国土交通省、警察庁
(3)自動車アセスメント情報の提供等		○				○		国土交通省
(4)自動車の検査及び点検整備の充実								
ア 自動車の検査の充実							○	国土交通省
イ 型式指定制度の充実							○	国土交通省
ウ 自動車点検整備の充実						○		
(ア)自動車点検整備の推進						○		国土交通省
(イ)不正改造車の排除						○		国土交通省
(ウ)自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上						○		国土交通省
(エ)自動車の新技術への対応等整備技術の向上						○		国土交通省
(オ)ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化						○		国土交通省
(5)リコール制度の充実・強化						○		国土交通省
(6)自転車の安全性の確保				○			○	経済産業省、警察庁
5 道路交通秩序の維持								
(1)交通指導取締りの強化等								
ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等								
(ア)交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進	○	○				○	○	警察庁
(イ)背後責任の追及							○	国土交通省、警察庁
(ウ)自転車利用者に対する交通指導取締りの推進				○			○	警察庁
イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等							○	警察庁
(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進							○	
ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底							○	警察庁
イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化							○	警察庁
ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進							○	警察庁
(3)暴走族等対策の推進							○	
ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実		○					○	警察庁
イ 暴走行為阻止のための環境整備							○	警察庁
ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進							○	警察庁
エ 暴走族関係事犯者の再犯防止							○	警察庁、法務省
オ 車両の不正改造の防止							○	警察庁、国土交通省
6 救助・救急活動の充実								
(1)救助・救急体制の整備								
ア 救助体制の整備・拡充							○	消防庁
イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実							○	消防庁
ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進		○					○	消防庁、文部科学省、警察庁
エ 救急救命士の養成・配置等の促進							○	消防庁
オ 救助・救急資機材等の整備の充実							○	消防庁、国土交通省
カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進							○	消防庁
キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実							○	消防庁
ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備							○	消防庁、国土交通省
ケ 現場急行支援システムの整備							○	警察庁、消防庁
コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備							○	警察庁、消防庁、国土交通省
(2)救急医療体制の整備								
ア 救急医療機関等の整備							○	厚生労働省
イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等							○	厚生労働省、文部科学省
ウ ドクターヘリ事業の推進							○	厚生労働省、警察庁
(3)救急関係機関の協力関係の確保等							○	消防庁、厚生労働省

第11次交通安全基本計画	重視すべき視点					重点及び新規	その他の施策	担当府省庁
	高齢者	子供	歩行者	自転車	生活道路			
7 被害者支援の充実と推進								
(1)自動車損害賠償保障制度の充実等								
ア							○	国土交通省
イ							○	国土交通省
ウ							○	国土交通省
エ							○	金融庁、農林水産省
(2)損害賠償の請求についての援助等								
ア								
(ア)							○	国土交通省
(イ)							○	国土交通省
(ウ)							○	国土交通省
(エ)							○	国土交通省
イ						○		法務省、警察庁、国土交通省
(3)交通事故被害者等支援の充実強化								
ア							○	
(ア)							○	国土交通省
(イ)							○	国土交通省
(ウ)							○	国土交通省
(エ)							○	国土交通省
(オ)							○	国土交通省
(カ)							○	国土交通省
(キ)							○	国土交通省
イ							○	法務省、警察庁、国土交通省
ウ							○	国土交通省
8 研究開発及び調査研究の充実								
(1)道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進								
ア								
(ア)							○	警察庁
(イ)							○	国土交通省、警察庁
(ウ)							○	警察庁
(エ)							○	国土交通省
(オ)							○	警察庁
イ	○						○	内閣府、警察庁
ウ			○				○	国土交通省
エ							○	国土交通省
オ							○	警察庁
カ								
(ア)							○	内閣府
(イ)							○	内閣府
(ウ)							○	内閣府
(エ)							○	厚生労働省
(2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化								
							○	警察庁、国土交通省

重点施策及び新規施策については、施策の「資源を測る評価指標」として「インプット（予算等）」、施策の「実績を測る指標」として「アウトプット（施策の実施量や利用量）」、施策の「成果を測る指標」として「1次アウトカム（施策の実施による対象の意識・行動の変化等）」、「2次アウトカム（施策の実施による交通事故の直接的・間接的な削減や被害の軽減等）」をそれぞれ設定するとともに、「重視すべき視点」のうち「先端技術の活用推進」、「きめ細かな対策」及び「地域一体の対策」との対応状況を確認したうえで、評価を実施した。

また、「重視すべき視点」のうち高齢者、子供、歩行者、自転車、生活道路の交通事故削減（目的）と重点施策及び新規施策（手段）の関係について、ロジックモデルを用いて整理を試みた。個々の重点施策及び新規施策の評価における指標とロジックモデル上の重点施策及び新規施策の指標のレベル（1次アウトカム、2次アウトカム）は必ずしも一致しないことに留意が必要である。